



子ども食堂を始められる方へ



地域のボランティアが、子どもたちに対し、無償又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する、いわゆる『子ども食堂』を県内（下関市を除く。）で開設する際は、必要に応じて食品衛生に関する助言等をさせていただくことを目的に、任意の届出をお願いしています。

1 保健所への届出

○ 届出方法

次のいずれかの方法により施設の所在地を管轄する保健所に届け出てください。

①「食品衛生申請等システム」による届出（厚生労働省ウェブサイト）

以下のURL又はQRコードからシステムにアクセスし、届け出てください。

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



②保健所に書面を持参又は郵送

○ 必要書類

- ・届出書（書面提出の場合のみ）
- ・施設の構造及び設備の配置を示す図面
- ・施設の付近の見取図
- ・水質検査成績書の写し（井戸水等を使用する場合）



2 衛生管理に関する留意事項

- (1) 調理担当者等（特に衛生管理の責任者）は、食品衛生に関する基本的な知識の習得のため食品衛生責任者の資格※を有することが望ましいこと。

※食品衛生責任者養成講習会の受講、調理師・栄養士等の資格

- (2) 以下の通知等を参考に、自主的な衛生管理の徹底及び向上に努めてください。

- ・子ども食堂における衛生管理のポイント（厚生労働省子ども家庭局長等通知「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」別添8）
- ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店向け、旅館・ホテル向けの手引書等）

＜お問い合わせ先＞

保健所名	所在地	電話番号	管轄地域
岩国環境保健所	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1527	岩国市、和木町
柳井環境保健所	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南環境保健所	〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834-33-6426	下松市、光市、周南市
山口環境保健所	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2535	山口市
防府保健所	〒747-8501 防府市寿町7番1号	0835-22-3740	防府市
宇部環境保健所	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50	0836-39-9862	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門環境保健所	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩環境保健所	〒758-0041 萩市江向531-1	0838-25-2665	萩市、阿武町